

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 清末保育園（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、本法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員及び評議員が出張経場合は、別に定める旅費支給規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行する。